

「令和6年度川崎市地方卸売市場南部市場の運営方針に関する検討業務委託」
公募型企画提案実施要領

公募に関する事項

1 公募の概要

(1) 事業目的

川崎市地方卸売市場南部市場は、老朽化等に伴う施設整備、繰入金等による恒常的な財源充当などの課題を抱えている状況です。

本委託は、南部市場における課題等を踏まえ、令和5年度までの検討結果等を基に「川崎市卸売市場経営プラン改訂版」に掲げる市場のビジョン、基本目標等の実現に向け「(仮称)川崎市地方卸売市場南部市場の今後の運営方針」の策定及び策定後の事業推進のために必要な業務を委託するものです。

(2) 業務の名称

令和6年度川崎市地方卸売市場南部市場の運営方針に関する検討業務委託

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月21日(金)まで

(5) 事業規模概算額

以下の金額を上限とします。

8,173,999円(消費税及び地方消費税含む)

(6) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

※複数の選考委員が、提案者から提出された書類及び提案者によるプレゼンテーションによって審査を行い、最優秀者及び次点者を選定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

2 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 卸売市場の運営や整備に関するコンサルティング業務等の実績がある者(参加意向申出書提出時に、実績を示す資料を添付してください)

(2) 定量的な分析・評価に関する業務実績がある者(参加意向申出書提出時に、実績を示す資料を添付してください)

(3) 建築士法による一級建築士の資格を有する者(参加意向申出書提出時に、一級建築士の資格を有する者が在籍していることを確認できる資料を添付してください)

(4) 法人格を有する者

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) NPO 法人においては、特定非営利活動促進法第 2 条別表 19（前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動）に該当する活動を行う者、その他の法人においては定款等により同様の事業目的が確認できる者
- (7) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (8) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (9) 令和 5・6 年度川崎市競争入札参加資格名簿において、業種「20 調査・測定」種目「99 その他の調査・測定」に登録がある者
- (10) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (11) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (12) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者

3 公募のスケジュール

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| (1) 公募要領の公表 | 6 月 17 日（月） |
| (2) 参加意向申出書・質問書受付期間 | 6 月 17 日（月）～6 月 25 日（火） |
| (3) 参加資格確認通知・質問書に対する回答 | 6 月 26 日（水）（予定） |
| (4) 企画提案書の受付期間 | 7 月 1 日（月）～ 7 月 8 日（月） |
| (5) 企画提案会 | 7 月 12 日（金） |
| (6) 審査結果通知発送 | 7 月 17 日（水）（予定） |
| (7) 契約締結 | 7 月 26 日（金）（予定） |

失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- 1 企画提案書が提出期限内に提出されなかった場合
- 2 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合
- 3 他の参加者の協力者となった場合
- 4 企画提案書提出後に本要領「参加者の資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合
- 5 その他、本要領に定める手続、方法等を遵守しない場合

企画提案の流れ

1 参加意向申出書の提出

(1) 提出期間

令和6年6月17日(月)～6月25日(火)17時必着

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書(様式1)

イ 卸売市場の運営や整備に関するコンサルティング業務等に係る実績を示す資料(類似事業の実績がある場合は、加えても構いません)

(3) 提出方法

提出期間内に電子メールにより提出してください。(原本は、企画提案書の郵送時に併せて郵送してください)

(4) 参加資格確認の結果通知

ア 令和6年6月26日(水)(予定)

イ 参加意向申出書の提出期間終了後、参加者が参加資格を満たす者であるかを確認し、その結果を電子メールで通知します。原本は後日郵送します。

ウ 参加資格なしとの通知を受けた者は、書面によりその理由に対する説明を求めることができます。ただし、その期間は通知を受け取った日から7日以内とします。

エ 参加意向申出書を提出した者が提案を辞退する場合は、辞退書(様式2)により届け出なければならぬものとします。

2 質問書の受付

(1) 受付期間

令和6年6月17日(月)～6月25日(火)17時必着

(2) 質問方法

ア 質問の内容を質問書(様式3)により、担当部署へ送付してください。

イ 質問書は、電子メールで受付けます。(発信後、担当部署から到達確認の連絡がない場合は、お手数ですが、担当部署宛て御連絡ください。)

ウ 電話による質問には、回答いたしません。

(3) 回答方法

受付期間に寄せられた質問及びそれに対する回答については、令和6年6月26日(水)までに、参加資格が確認できた者全員に対し、電子メールにて送信します。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書 3部
- イ 見積書 3部（正本1部と写しを2部）
- ウ 会社概要（パンフレット等） 3部
- エ 業務実施体制・主な事業実績（様式は任意） 3部
- オ 委託業務実施スケジュール 3部

(2) 企画提案書の様式等

- ア 企画提案書の様式は任意としますが、提案書については、A4版で15枚以内とします（表紙を除く）。
- イ 提案以外の内容は記述しないでください。
- ウ 文章の文字サイズは12ポイント以上とします。ただし、図の解説や語句の注釈等については9ポイント以上とします。

(3) 見積書作成上の注意

見積書の人件費については、業務内容毎の工数、直接経費については費目毎の金額を示し、その積算根拠についても記載してください。

(4) 「業務実施体制・主な事業実績」について

- ア (1)エの「業務実施体制」に記載する社員数については、臨時社員を除き、正社員及びそれに準ずる社員数を記載してください。
- イ 「主な事業実績」については、卸売市場の運営や整備に関するコンサルティング業務等の実績がわかる資料を提出してください（他の官公庁、民間も含めて記載してください）。また、類似事業の実績がある場合は、加えても構いません。

(5) 「委託業務実施スケジュール」について

別紙令和6年3月11日 総務委員会資料「川崎市中央卸売市場北部市場機能更新に係る基本計画の策定について」の資料3『北部市場の機能更新及び南部市場の運営方針に関する検討スケジュール』の内容を踏まえ、業務実施の想定スケジュールを提出してください。

(6) 受付期間

令和6年7月1日（月）～7月8日（月）17時必着

(7) 提出方法

原則として郵送により提出してください。レターパック等の配達記録が残るものを利用することとし、提出期限の17時必着とします。やむを得ず持参となる場合は、事前に担当部署あてに御連絡をお願いします。

(8) 企画提案書等の取扱い

- ア 提出された企画提案書等は、返却しません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は不可とします。
- ウ 企画提案書の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

選定方法

1 委託先の選定方法

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。

2 審査体制

川崎市経済労働局内に企画提案の選定委員会を設け、企画提案の審査を行い、提案者の中から最優秀者及び次点者を選定します。基準点は、満点の6割とし、基準点以上の事業者について適正と判断します。また、提案者が1社であっても、基準点を超えない場合は、対象外とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した事業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で事業者を選定するものとします。

- (1) 審査基準の「1 企画提案の視点・内容」が最も高い点数の事業者を選定
- (2) 見積書の総額が最も安い事業者を選定

3 企画提案会

- (1) 開催日 令和6年7月12日（金）（時間は別途御連絡します。）
- (2) 開催場所 川崎市役所本庁舎9階 経済労働局会議室（川崎市川崎区宮本町1）
- (3) 内容 事前に提出されている提案書に基づき、説明20分・質疑応答15分程度
- (4) 留意事項

ア インターネット環境はありません。

イ モニター（もしくはプロジェクター）はありますが、PCはありませんので御持参ください。

※設備トラブルを避けるため、プロジェクターへの接続はHDMIケーブルに限定します

ウ 提案審査会当日に資料を追加することはできません。

エ 1社あたり3名以内の出席としてください。

オ 原則、当該業務に携わると想定される担当者が説明してください。

4 企画提案に求める内容等

企画提案書には、次の事項を盛り込んでください。

- (1) 事業全体のコンセプト
- (2) 事業実施体制
 - ア 今回の業務に対する基本姿勢
 - イ 今回の業務に向けた提案者の有する知見、セールスポイント等
 - ウ 本事業全体の実施体制について、円滑に事業が実施できる体制
- (3) 事業内容（仕様書「4 業務内容 (1)~(3)」のうち、特に以下の点について）

- ア 卸売市場の整備内容（必要な機能、施設規模、配置等）について、具体的にどのような手法で情報整理を行うのか。また、その際、場内事業者等との意見調整や合意形成に関して、具体的にどのように調整を実施・支援するのか。
- イ 施設整備を実施する際、事業手法（従来手法、民間活用手法等）について、開発事業者等と意見調整しながら、具体的にどのように比較検討・評価を行うのか。
- ウ 施設整備を実施する際、それに伴う周辺地域等との意見調整・合意形成について、どのような事象が想定され、どのように円滑な調整を実施・支援するのか。
- エ 事業費の算出について、建築コストの現状や今後の見通しに関する分析、また、リスク分担の整理等を踏まえ、具体的にどのように評価・提案するのか。また、市場会計収支（南部市場）について、どのように課題を捉え、改善に向けて検討及び情報整理を行うのか。

(4)事業予算（経済性・効率性を踏まえた見積金額）

5 審査基準

(1) 企画提案の視点・内容

- ア 事業目的を十分に理解し、仕様に沿った具体性のある提案となっているか
- イ 事業目的に沿った十分な成果が見込めるか

(2) 事業実施体制

- ア 事業実施に必要な専門知識を有しているか
- イ 業務遂行に適切な実施体制を構築しているか

(3) 提案内容の工夫

- ア 提案者の強みを生かした工夫（独創性）がみられるか
- イ 提案者の実績を生かした提案がなされているか

(4) 取組意欲・積極性

- ア 積極性があり、前向きな提案がなされているか

(5) 提案内容の実行可能性

- ア 十分に実行が可能な方法となっているか

(6) 経済性・効率性

- ア 企画提案内容に対して、見積金額が妥当なものであるか
- イ 提案内容に無駄がないか

※基準点を満点の6割以上とし、基準点を超えた事業者について適正と判断します。

6 選定結果の通知

選定後、速やかに各事業者宛て郵送で通知します（令和6年7月17日（水）発送予定）。
なお、選定結果に関する電話・電子メール等での直接のお問い合わせには応じられませんので御了承ください。

その他の留意事項

- 1 スケジュール等は現時点での予定であり、やむを得ない事情等により変更することがあります。
- 2 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- 3 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- 4 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて仕様書を作成し、見積書の提出を求めることとなります。なお、最優秀者との協議が成立しなかった場合は、次点者と協議を行います。
- 5 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- 6 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- 7 原則として、事業に要した経費は、事業終了後に行う完了検査後に一括払いします。
- 8 その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。

【問い合わせ先・提出先】

〒216-8522 川崎市宮前区水沢1-1-1

川崎市経済労働局中央卸売市場北部市場（南部市場調整）

電話 044-975-2226 FAX 044-975-2242

Mail 28hokan@city.kawasaki.jp